

令和8年度介護サービス情報の公表にかかる報告・調査・公表計画

島根県

1 趣旨

この計画は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の2第1項に規定する介護サービス情報の「報告に関する計画」、同施行令第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」及び同施行令第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を一体的に定めるものである。

2 各計画の共通事項

(1) 計画の基準日

令和8年1月1日

(2) 計画の期間

令和8年10月1日～令和9年3月31日

(3) 対象となる介護サービス

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の43に規定するサービスのうち、別紙1に掲げるサービス

※平成21年度から以下に挙げる、介護保険法第71条第1項に基づき、介護保険法第41条第1項の本文の指定があったものとみなすもの、または介護保険法第72条第1項に基づき、介護保険法第41条第1項の本文の指定があったものとみなすものについては(以下「みなし指定」という。)、みなし指定となった最初の年に限り、対象外となります。

みなし指定となった次の年から対象となりますのでご注意ください。

- ・ 病院・診療所における訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション
- ・ 介護老人保健施設及び介護医療院における短期入所療養介護、通所リハビリテーション

(4) 一体的に報告・調査を行うサービス区分

別紙1のとおり

(5) 対象となる介護サービス事業所

- ① 計画の基準日前の1年間において、2(3)に定める介護サービスの提供を行った当該介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額(利用者による負担を含む。)が100万円を超える事業所。なお、計画の基準日前の1年間において、事業所が2(4)に定める各区分

内において、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額(利用者による負担を含む。)が100万円を超えない場合を除き報告・調査の対象とする。(以下「既存対象事業所」という。))。

- ② 令和8年1月1日以降、新たに2(3)に定める介護サービスの提供を開始する事業所(以下「新規対象事業所」という。))。
- ③ ①②以外で、情報の公表を希望する事業所(以下「任意事業所」という。))。
- ④ その他県が必要と認める事業所

3 報告に関する計画

(1) 報告の提出方法

原則として、県から発行されるIDとパスワードにより、「介護サービス情報報告システム」にログインして、インターネットのWEB画面上で直接情報を入力することにより行う。

(2) 報告の提出先(WEB入力の場合は提出不要)

島根県健康福祉部高齢者福祉課 高齢社会支援係

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-5204 FAX:0852-22-5238

(3) 報告の提出期限

① 既存対象事業所

計画(事業所別一覧)に定める期日。

② 新規対象事業所

県が別途通知する日。

ただし、令和8年1月1日から令和8年9月30日までに開始の事業所は、令和8年11月30日まで。

③ 任意事業所

県が別途通知する日。

④ その他県が必要と認める事業所

県が別途通知する日。

(4) 報告の受理に関する事項

事業所ごとの報告の受理の開始時期は、計画(事業所別一覧)に定める「報告計画月」の初日。

(5) 対象となる項目・内容

① 報告が必須の情報

省令別表第一に係る情報(以下、基本情報という。)及び省令別表第二に係る情報(以下、運営情報という。)とする。

ただし、2(5)②の場合は基本情報とする。

② 報告が任意の情報

介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報(以下、任意報告情報という。)

4 調査事務に関する計画

(1) 調査の方法

- ① 調査員 1 名以上
- ② 調査方法 当該情報の内容が確認できる記録等の確認を書面調査により行う。ただし、必要がある場合には、調査員が訪問し、事業所内外の目視等による訪問調査を実施する。

(2) 対象となる項目・内容

基本情報及び運営情報並びに任意報告情報とする。
ただし、2(5)②の場合は基本情報とする。

5 情報公表事務に関する計画

(1) 公表の方法

県が、インターネットにより、「介護サービス情報公表システム」に掲載することにより行う。

(2) 事業所ごとの公表実施月

- ① 既存対象事業所
計画(事業所別一覧)のとおり。
- ② 新規対象事業所、任意事業所及び県が必要と認める事業所
県が別途通知する日。

(3) 対象となる項目・内容

基本情報及び運営情報並びに任意報告情報とする。
ただし、2(5)②の場合は基本情報とする。

6 その他

(1) 介護サービス情報の更新の取り扱い

基本情報の内容に変更があった場合には、事業者の報告に基づき、速やかに公表する。

(2) 是正命令をうけた事業所に係る介護サービス情報の取り扱い

知事から、介護保険法第115条の35第4項の規定に基づき、報告、報告内容の是正又は調査を受けることを命じられた事業所に係る介護サービス情報については、調査を行い公表する。